

敦賀発電所1号機の廃炉決定について

平成27年3月23日
日本原子力発電株式会社

1. 經緯

S45			H12	H17	H22	H27
						新規制基準施行 (40年運転制限の導入) ▼H25.7.8
	営業運転開始 ▼S45.3.14				1号機運転年数40年 ▼H22.3.14	廃炉決定 ▼H27.3.17
			▼H14. 5.30 〔運転停止時期を H22とする〕	▼H21.9.3 〔運転停止時期を H28に変更〕		電気工作物変更届出 (1号機の廃止) ▼H27.3.17
						廃止に係る新しい 会計制度の適用 〔原子力廃止関連 仮勘定承認の申請〕 ▼H27.3.17

2. 廃止に至った検討

敦賀発電所1号機については、大きく見直された規制基準に適合させることは、技術的には可能であると考えられるものの

- ・ 予定していなかった大規模な追加設備投資の必要性
- ・ 長期にわたる工事の必要性
- ・ 原子炉の廃止を円滑に進めるための廃止に係る新しい会計制度の成立

などを総合的に勘案し、廃炉にすることを決定。

3. 廃炉に伴う手続き

(1) 電気事業法に基づく電気工作物変更届出（経済産業省に提出：3月17日）

＜変更内容＞

敦賀発電所1号機の廃止は平成27年4月27日を予定。また、廃止した日をもって敦賀発電所の出力を151万7千kWから116万kWに変更

出力	変更前	変更後
1号機	35万7千kW	－（廃止）
2号機	116万 kW	同左
合計	151万7千kW	116万kW

(2) 電気事業会計規則に基づく原子力廃止関連仮勘定承認申請（経済産業省に提出：3月17日）

- ・ 従来の会計制度では、敦賀発電所1号機の資産の残存簿価、核燃料の解体費用等について、廃炉決定時に一括して費用計上する必要があった。
- ・ しかし、新たな会計制度により、これらを資産として計上した上で、仮勘定承認申請の承認以降は、一定期間をかけて償却、費用化することが可能となった。

(3) 原子炉等規制法に基づく廃止措置計画認可申請

- ・ 今後、廃止措置計画を策定し、原子力規制委員会に認可申請予定

今後、下記課題に取り組むとともに、廃止措置計画を定め、規制委員会の認可を得た後、安全確保を最優先に、廃止措置を着実に進めてまいります。

(1) 地域経済への対応

- 廃止措置に伴う工事において、協力会社をはじめとする地元発注・地元雇用の確保に努める。
- 敦賀総合研修センターにて、廃止措置の研修を充実させ、県内企業への技術移転、県外電力関係者や大学等からの研修参加の拡大を進め、地域の活性化に取り組む。
- 地元企業との公募研究等を活用し、廃止措置に有用なテーマの研究について、積極的に取り組む。

(2) 使用済燃料、放射性廃棄物の処分

- 使用済燃料については、廃止措置工事を円滑に進めることが出来るよう再処理工場への搬出に取り組んでいく。
- 放射性廃棄物の処分については、処分場の確保に電事連とともに取り組むとともに、国の積極的な関与・支援を求める。

福井県殿からご要請いただいた運転終了後の安全確保等の課題について、全社をあげて取り組んでいく。